

## 利用調整基準の改正について

### 1. 利用調整基準の改正について

#### (1) 背景・目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成 27 年 4 月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入しているが、待機児童の増加や、利用申込みをしている保護者から様々な意見が寄せられるなど、新たな課題がでてきた。

そのため、地域型保育事業の卒園児に関する基本点数の新設、保育枠の拡充につながるよう保育士等の子どもの優先利用及び、他市からの申込みに関する調整点数の見直し、同一点数時の基準の細分化に関する改正を行う。

#### (2) 意見公募について

##### ① 実施期間

平成 30 年 6 月 25 日(月)～平成 30 年 7 月 27 日(金)

##### ② 意見の提出状況

- ・今回の一部改正に関する意見の概要 4 件
- ・その他の意見及び提出の規定に満たしていない意見の概要 9 件

##### ③ 公表及び改正時期

- ・結果の公表：平成 30 年 9 月 11 日(火)
- ・要綱の改正：平成 30 年 9 月 15 日より施行。ただし、平成 31 年 4 月 1 日入所分より適用する。

##### ④ 意見の概要

いただいたご意見 4 件に関しては、すべて地域型保育事業の卒園と育児休業期間が重なった際の基本点数の新設に対するものであった。

改正案では点数が低いのでは、といった意見に対して、本市の考え方は、保育を必要としている状況に応じた点数設定としていることから、居宅内就労の最も短い勤務時間の方と同じ点数としている。

※その他の意見に関しては別紙 1 参照

#### (3) 改正の概要

①「基本点数」に「地域型保育事業の卒園児に伴う育児休業」を事由とした項目の新設

事由	基本点数	保育ができない理由・状況
育児休業	50	育児休業中であるが、地域型保育事業の卒園に伴い、利用申込みを行う場合。

②「保育士の優先利用」について対象者の拡充及び「市外に居住している場合」の「調整点数」における見直し

改正前		改正後	
保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所等に月 120 時間以上勤務する場合（内定含む）。	30	<p><u>保護者が以下の職業で月120時間以上の勤務で復職する場合（内定を含む）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭</u></li> <li>・<u>市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭</u></li> <li>・<u>保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師</u></li> </ul>	30
		<p><u>保護者が以下の職業で月64時間以上120時間未満の勤務で復職する場合（内定を含む）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭</u></li> <li>・<u>市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭</u></li> <li>・<u>保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師</u></li> </ul>	20
市外に居住している場合（転入予定を除く）。	△30	市外に居住している場合（転入予定を除く）。	△90

③「同一点数の順位表」について細分化

改正前		改正後	
1	神戸市民である（転入予定者を除く）。	1	神戸市民である（転入予定者を除く）。
2	基本点数が高い順。	2	基本点数が高い順。
3	当該保育所等の希望順位が高いもの。	3	当該保育所等の希望順位が高いもの。
4	3ヶ月以上利用料（保育料）の滞納がないこと。	4	3ヶ月以上利用料（保育料）の滞納がないこと。
5	社会的・経済的状況。	5	<u>直近課税年度の利用者負担額にかかると市区町村民税額の低い順。</u>
		6	<u>利用調整の結果、内定後に利用を辞退していないこと（平成30年10月以降の内定に限る）。</u>
		7	<u>利用開始時点における、申込児童の小学生以下のきょうだいの人数が多い順。</u>
		8	<u>同一点数となった全員が育児休業中の場合、当該年度内に育児休業が終了するもの。</u>
		9	<u>同一点数となった全員が就労事由の場合、自宅から勤務先まで合理的な手段での通勤時間が長い順（父母の時間を合算。ひとり親の場合は当該ひとり親の通勤時間を倍とする）。</u>
		10	<u>希望施設数を多く記入している順。</u>

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱」の一部改正  
に対する意見の概要及び神戸市の考え方

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱」の一部改正にあたり、皆様よりご意見を募集したところ、貴重なご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

このたび、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する神戸市の考え方をまとめましたので次のとおりお知らせいたします。

【意見募集の期間】

平成30年6月25日（月）～平成30年7月27日（金）

【意見募集の概要】

意見の提出状況合計 7通13件

- ・今回の一部改正に関する意見の概要 4件
- ・その他の意見及び提出の規定に満たしていない意見の概要 9件

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

【今回の一部改正に関する意見の概要及び神戸市の考え方】(同趣旨のものをまとめています。)

No	意見の概要	神戸市の考え方
1	地域型保育施設の卒園に伴う、下の子の育児休業中での申込について、50点では入所の可能性はかなり低いのではないか。	今回の見直しについては、保育園や認定こども園に入所している場合は育児休業中であっても継続して利用できるのに対して、地域型保育事業に入園している場合は卒園のタイミングと育児休業の期間が重なると、そもそも転園の申し込み自体ができないのが不公平ではないか、といった事から申し込みを受け付けることとしたものです。
2	地域型保育事業を利用の児童においては、育児休業中の世帯であっても、保育園を利用している児童と同様に「基本点数」、「支給認定区分」等に影響が出ずに保育利用ができるような制度にしてほしい。	ただし、育児休業を取得されている期間については、ご家庭で保育をすることが可能であることから、就業中のご家庭と比較すれば、保育が必要な度合いは低いため、居宅内就労で一番勤務時間が短い方と同じ点数にしております。
3	地域型保育事業を利用している場合、育児休業中に上の子の保育施設を利用できなくなったときに、下の子の育児が優先となるため、上の子に十分な育児やかかわりができず、母子ともに影響を及ぼす。	なお、育児休業を取得されている方に限らず、地域型保育事業を利用されている皆様が、卒園後も引き続き保育施設の利用ができるよう、保育定員の拡大等に努めてまいります。

## 【その他の意見の概要及び神戸市の考え方】

No	意見の概要	神戸市の考え方
1	勤務地や家庭の事情で1日の勤務時間を増やし、勤務日数を減らさざるを得ない保護者もいるため、勤務日数ではなく勤務時間で点数化してほしい。	さまざまな雇用形態がある中で、1日の勤務時間と週末月における勤務日数の両面から保育の必要度合いを判断するべきであるとして、現在の基準を設けております。
2	自営業や非正規雇用など、時短勤務が利用できない保護者もいるため、時短勤務をしている場合などは、契約上の勤務時間ではなく、実勤務時間で点数化してほしい。	実態としては、申込時点で時短勤務の確認が取れないことが多いため、統一した利用調整を行えるよう、労働契約上の勤務時間で点数化することとしております。
3	平日は出張で、週末のみの帰宅。出張なので「単身赴任」の得点にはならないとのことですが、もう少し弾力的に対応してほしい。	「調整点数」の中で、単身赴任の項目があります。これは、自宅通勤ができない遠方の地域へ転勤が命ぜられるなどによって、長期間、生活の拠点を家族の住んでいるところと別の場所に移している場合を対象としており、住民票の状況や勤務（内定）証明書等で確認をすることとしています。
4	地域型保育事業を卒園するタイミングにおいて、下の子が保育所等に申込みする際は、「すでにきょうだい保育所等を利用している場合」の加点「8点」ではなく、きょうだい同時申込みの加点「5点」となる。保育所等を利用できている場合と加点に差異が出るため、きょうだい同時申込みを「8点」としてほしい。	<p>「きょうだいが同時に申込みをする場合」の加点「5点」については、「すでにきょうだいが保育所等を利用している場合」の加点「8点」に比べ、施設を幅広く選択することができることから、点数に差異を設けているものです。</p> <p>地域型保育事業の卒園のタイミングで下のお子さんが申し込むこととなった場合は、上のお子さんの行き先が未確定であることが多いため「すでにきょうだいが保育所等を利用している場合」の加点は対象外となります。</p> <p>なお、地域型保育事業を利用されている皆様が、卒園後も引き続き保育施設の利用ができるよう、保育定員の拡大等に努めてまいります。</p>
5	保護者が身体障害者1、2級の場合は、フルタイム勤務者より点数が高くなるよう設定していただきたい。	<p>「疾病・障がい」が事由で保育ができないご家庭については、大変な状況であることは理解しております。</p> <p>現在の神戸市の利用調整においては、「疾病・障がい」と「就労」は保育ができない事由としては異なりますが、保育の必要性において、一定の保育が必要な方については最高点数の100点としております。</p>

6	<p>同一点数時の順位表について、基準を明確化することにより、各家庭の個々の事情が考慮されなくなるのではないか。</p>	<p>同一点数時の順位表について、これまでも①. 神戸市民である（転入予定を除く）、②. 基本点数が高い順、③. 当該保育所等の希望順位が高いもの、④. 3ヶ月以上利用料（保育料）の滞納がないことで決定しない場合は、⑤. 「社会的・経済的状況」として、基準を設けた項目を勘案して利用調整を行っておりました。しかしながら、具体的にどの基準で決定したのか明確でないといったことから、基準を細分化して明確化しようとしているものです。</p>
7	<p>調整点数表「保育の代替手段」の保育認定にかかる地域型保育事業の卒園児である場合の加点について、地域型保育事業を希望していたにもかかわらず、入所できなかった場合もあるため、入所していた、していないで点数に差異が生じないようにしてほしい。</p>	<p>地域型保育事業を利用されている方の卒園後の保育施設の利用に関しましては、神戸市においても重要な課題と考えているため、加点の対象としています。</p>
8	<p>保育士の優先利用について、各施設の入所可能人数がどれだけ増えたか、その効果を示してほしい。効果がないのであれば取りやめてほしい。</p>	<p>年々、保育士の確保が難しくなっているため、保育士不足により、定員内であっても児童の受入が困難となることが考えられます。</p> <p>いずれにしても、待機児童を解消するためには、保育定員の拡大が必要であり、そのためには保育士の確保が重要であることから、このような制度を設けているものです。</p>